

市立角館総合病院経営改善課題検討委員会部門分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立角館総合病院経営改善課題検討委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき設置する「市立角館総合病院経営改善課題検討委員会部門分科会」(以下、「部門分科会」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部門分科会は、次の各号に掲げるものを置くこととする。

- 一 診療部門分科会
 - 二 看護部門分科会
 - 三 事務部門分科会
- 2 市立角館総合病院経営改善課題検討委員会委員長が特に必要と認めた場合は、前三号に定めるもののほか、部門分科会を置くことができる。

(委員)

第3条 部門分科会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、市立角館総合病院経営改善課題検討委員会委員長が指名した者を充てることとする。

- 一 医療技術者 若干名
 - 二 看護師 若干名
 - 三 事務職員 若干名
 - 四 その他、市立角館総合病院経営改善課題検討委員会委員長が必要であると認めた者
- 2 委員の任期については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。また、任期の途中で委員が欠けた場合の後任者に係る任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 部門分科会に分科会長及び副分科会長を置き、前条第1項第一号から第三号までに規定する委員のうちから互選により選出する。

- 2 副分科会長は、委員のうちから分科会長が指名した者をもって充てることとする。
- 3 分科会長は部門分科会を代表し、会務を総括する。また、副分科会長は分科会長を補佐するものとする。
- 4 分科会長に事故あるときは、副分科会長がその職務を代行する。
- 5 分科会長は、部門分科会の審議結果を市立角館総合病院経営改善課題検討委員会委員長へ報告するものとする。

(所掌事務)

第5条 部門分科会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 総務省公営企業アドバイザー派遣事業や全国自治体病院協議会の経営診断において提案等を受けた事項の分析及び調査に関すること
- 二 総務省公営企業アドバイザー派遣事業や全国自治体病院協議会の経営診断において提案等を受けた事項の実施及び調整に関すること
- 三 前2号に掲げるもののほか、分科会長が必要と認める事項

(会議)

第6条 部門分科会の会議（以下、「会議」という。）は、年6回程度開催するものとし、分科会長がこれを招集する。ただし、分科会長が必要と認めた場合には、臨時に開催できるものとする。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数である場合は、分科会長が決するところによる。

(意見聴取)

第7条 分科会長が必要と認めたときは、部門分科会に委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 部門分科会の事務局は、総務管理課にて行うものとする。

- 2 事務局は、部門分科会の書記を担当し、議事録の作成、保管及び管理を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部門分科会の議事及び運営等に関し、必要な事項は分科会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。